

販路拡大支援事業補助金要綱

制 定 令和8年9月3日 経本支第233号（局長決裁）

（通 則）

第1条 販路拡大支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、販路拡大支援事業補助金要綱（以下「要綱」という。）の定めるところによる。

（目 的）

第2条 販路拡大支援事業は、横浜市中心卸売市場本場（以下、「本場」という。）及び横浜南部市場の事業者が、国際情勢や気候変動の影響、日本国内の少子高齢化に伴う市場縮小による売上減少等に対応するため、新規顧客の開拓、販路拡大等に向けた取組に対し、その費用の一部を補助することにより、市場の活性化に資することを目的とする。

（用語の定義）

第3条 この要綱における用語の意義は、補助金規則及び横浜市中心卸売市場条例（令和元年12月条例第36号。以下「条例」という。）の例による。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、本場で事業を営む事業者のうち、次の各号に掲げる者のうち、市長が補助金の交付を適当と認めた者とする。

（1） 本場

- ア 本場青果部仲卸業者
- イ 本場水産物部仲卸業者
- ウ 関連事業者
- エ アからウの事業者により構成される組合

（2） 南部市場

- ア 一般社団法人横浜南部市場管理協会の正会員であり、青果棟店舗を賃借して業務を営む事業者
- イ 一般社団法人横浜南部市場管理協会の正会員であり、水産棟店舗を賃借して業務を営む事業者
- ウ ア、イの事業者により構成される組合

2 申請者が次のいずれかに該当するときは、補助の対象としない。

（1） 次の横浜市税を滞納しているとき。

- ア 法人市民税
- イ 固定資産税
- ウ 都市計画税

エ 軽自動車税

- (2) 条例第 70 条に規定する市場の使用料等を滞納している者であるとき。
- (3) 条例に定められた報告書等がその提出期限を経過しているにも関わらず、提出されていないとき。
- (4) 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年横浜市条例第 51 号。以下「暴力団排除条例」という。）第 2 条第 2 号から第 5 号のいずれかの規定に該当する法人であるとき。
- (5) 公序良俗に反する等、その他市長が適当でないと認めるとき。

（補助対象事業）

第 5 条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表第 1 に掲げる事業とする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。

- (1) 申請のあった日の属する会計年度（以下「当該年度」という。）の 4 月 1 日より前に契約がなされている事業
- (2) 当該年度の 3 月 15 日までに事業が完了しない事業
- (3) 関係法令に適合しない事業
- (4) 国、地方公共団体その他団体から補助や支援を受けているもの及び受ける予定がある事業
- (5) 公序良俗に反する等その他市長が適当でないと認める事業

（補助対象経費）

第 6 条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の経費のうち、補助対象者自らが負担し、市長が必要かつ適切であると認めた別表第 2 に掲げる経費とする。

2 補助対象経費において、業務の委託等を行う場合は、原則として市内事業者（横浜市契約規則（昭和 39 年 3 月横浜市規則第 59 号）第 7 条に規定する一般競争入札有資格者名簿における所在区分が市内である者、登記簿における本店又は主たる事務所の所在地が市内である者、並びに主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記簿に登録されていない団体）との契約でなければならない。ただし、市長が契約の性質上、市内事業者との契約により難いと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでない。

3 第 1 項の規定に関わらず、別表第 3 に掲げる経費は本補助金の対象外とする。

（補助金の交付申請）

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、販路拡大支援事業補助金交付申請書（様式第 1 号）（以下「交付申請書」という。）を、市長が定める期限までに市長に提出しなければならない。

2 交付申請書には、別表第 4 に掲げる書類を添付しなければならない。

3 複数の事業者が一つの事業を行う場合、代表する事業者又は団体として一つの申請書を提出することができる。

4 別表第1に掲げる事業区分に複数該当する場合、主なもの1つについて申請するものとする。

(補助金の交付決定及び通知)

第8条 市長は、交付申請書を受理した場合には、当該申請に係る書類について、補助対象事業の目的、内容等の適正性及び補助対象経費の算定の妥当性を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、本補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の決定に際して、必要な条件を付することができるものとする。

3 市長は、交付申請書に誤りや不足等があった場合は、期限を定めて申請者に対して交付申請書の修正を求めることができるものとし、申請者からこの期限までに修正された交付申請書の提出がない場合は、申請を取り下げたものとみなすものとする。

4 補助金の交付決定額は、補助対象経費に別表第5に定める補助率を乗じた額及び補助金限度額を基に、予算の範囲内において市長が定めるものとする。

5 市長は、補助金の交付を決定したときは、販路拡大支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「交付決定通知書」という。）により、補助金の交付決定額その他必要な事項を申請者に通知するものとする。

6 市長は、補助金の不交付を決定したときは、不交付の理由を付した販路拡大支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 前条第5項により交付決定通知書を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があるときは、交付決定通知書の受領日の翌日から起算して10日以内に、販路拡大支援事業補助金交付申請取下書（様式第4号）により、交付申請を取り下げることができるものとする。なお、交付決定前に交付申請を取り下げる場合も同様とする。

2 前項により、交付申請の取下げがあったときは交付申請がなかったものとし、交付決定後においては前条に定める本補助金の交付決定もなかったものとする。

(変更等の承認申請)

第10条 交付決定者が、次の各号に掲げる変更を行おうとするときは販路拡大支援事業補助金交付変更申請書（様式第5号）（以下「変更申請書」という。）を、補助対象事業を中止しようとするときは販路拡大支援事業補助金中止申請書（様式第6号）（以下「中止申請書」という。）を、市長に提出しなければならない。なお、交付決定額を増加させる変更または当該年度の3月15日までの完了が不可能となる変更は認めないものとする。

(1) 補助対象事業の目的、実施期間、実施時期、実施内容、場所等、事業の基本部分に関わる変更

(2) 補助金の交付決定額及びその経費内訳に関わる変更

(3) 補助金の交付目的の達成に影響が生じ、又は事業効率の低下をもたらすおそれのある事業計画の変更

(変更等の承認及び通知)

第 11 条 市長は、変更申請書を受理したときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金の交付目的の達成に支障がないと認めるときは、これを承認するものとする。

2 市長は、前項の承認に当たって、補助金の交付決定額等を減額変更することができるものとする。

3 市長は、第 1 項の審査の結果、補助金の交付目的の達成が困難になると認めるときは、当該申請による変更を承認しないか又は交付決定を取り消すことができるものとする。

4 市長は、中止申請書を受理したときは、当該申請に係る書類を審査し、止むを得ないものと認めるときは、これを承認する。この承認をもって、当該補助金の交付決定の効力を失うものとする。

5 市長は、第 1 項、第 3 項又は第 4 項の審査の結果を販路拡大支援事業補助金交付決定(変更・中止)承認通知書(様式第 7 号)又は販路拡大支援事業補助金交付決定(変更・中止)不承認通知書(様式第 8 号)により、前条の申請を行った者に通知するものとする。

(調査権等)

第 12 条 市長は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 221 条第 2 項の規定により、補助対象事業の適正な遂行を図るため、必要に応じて、交付決定者に補助対象事業の遂行の状況に関して調査し、又は報告を求めることができるものとする。

2 市長は、前項の調査又は報告の結果から、補助対象事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行していない又は遂行できないと認めるときは、交付決定者に対し、これらに従って補助対象事業を遂行するよう、命じることができるものとする。

(実績報告)

第 13 条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに販路拡大支援事業補助金実績報告書(様式第 9 号)(以下「実績報告書」という。)に、別表第 6 に掲げる書類を添えて、市長へ提出しなければならない。

2 実績報告書の提出期限は別途市長が定め、交付決定通知書に記載して通知するものとする。市長は提出期限までに交付決定者が実績報告書を提出しない場合、本補助金を交付しないものとする。

(補助金の確定及び通知)

第 14 条 市長は、実績報告書を受理し、必要に応じて、調査等を行った上で、提出された書類の審査を行うものとする。

2 市長は前項の審査により、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の交付決定額の範囲内で補助金の交付額を確定し、販路拡大支援事業補助金交付額確定通知書(様式第 10 号)(以下「交付額確定通知書」という。)により、交付決定者に通知を行うものとする。

(補助金の交付及び請求)

第 15 条 交付決定者は、前条に規定する交付額確定通知書を受領したときは、速やかに販路拡大支援事業補助金請求書（様式第 11 号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する請求書を受領した後、30 日以内に補助金を交付するものとする。

3 市長は交付額確定通知書を受け取った者が、交付額確定通知書に記載された期日までに補助金請求書を提出しない場合、本補助金の交付決定を取り消すことができるものとする。さらに、当該年度の翌会計年度の 4 月末日を越えて補助金請求書を提出しない場合、本補助金の交付申請書は取り下げたものとみなし、交付決定についてもなかったものとする。

(決定の取消し及び通知)

第 16 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(1) 補助金規則第 25 条の規定に違反したとき

(2) 第 4 条第 2 項各号に該当すると判明したとき

(3) 前各号のほか、交付決定者が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、その他補助対象事業に関して法令又はこの要綱に基づく命令に違反したとき

2 前項の規定は、第 15 条に規定する交付額の確定後においても適用する。

3 市長は、第 1 項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、その者の名称及びその不正行為の内容について公表することができる。

4 第 1 項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、販路拡大支援事業補助金交付決定（全部・一部）取消通知書（様式第 12 号）により通知するものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第 17 条 市長は、補助金の交付決定後、天災地変等、事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができるものとする。ただし、補助対象事業のうち、既に経過した期間において実施した部分については、この限りではない。

(補助金の返還)

第 18 条 市長は、第 16 条、第 17 条の規定に基づき取消しをした場合において、既に交付した補助金の額が取り消しにより変更された後の交付決定額を上回っているときは、交付した補助金の全部又は一部について、販路拡大支援事業補助金返還請求書（様式第 13 号）により、その返還を命ずるものとする。

2 前項により返還を命ずる場合の納付期限は、交付決定の取消しの日から起算して 30 日を経過した日の属する月の末日とする。

(事業成果の取扱い)

第 19 条 市長は、補助事業の目的を達成するために必要があると認めるときは、交付決定者に通知

した上で、補助対象事業の成果を市場の活性化に資するように利用することができるものとする。

（関係書類の保存期間）

第 20 条 補助金規則第 26 条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は 7 年とする。

（警察本部への照会）

第 21 条 市長は、申請者が第 4 条第 2 項第 4 号に該当しているか否かについて神奈川県警察本部長に対して照会することができるものとし、申請者はこの照会を行うことに同意をしなければならない。

（その他）

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、経済局長が別に定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 8 年 月 日から施行する。

附 則(令和 8 年月経本支第 号)

（施行期日）

1 この要綱は、改正日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和 16 年 3 月 31 日限りで、その効力を失う。

【別表第1】 補助対象事業

事業区分	具体的事例
1 展示会・商談会への出展・参加（オンライン含む）	① 日本国外で開催される展示会・商談会への出展・参加 ② 日本国内で開催される展示会・商談会への出展・参加 ③ 日本国外で開催される展示会・商談会へのオンライン出展・参加 ④ 日本国内で開催される展示会・商談会へのオンライン出展・参加 ⑤ その他、展示会・商談会への出展・参加に関連する事業として市長が認めたもの
2 個別企業との商談（オンライン含む）	① 日本国外の企業との現地での商談 ② 日本国内の企業との現地での商談 ③ 日本国外の企業とのオンライン商談 ④ 日本国内の企業とのオンライン商談 ⑤ その他、日本国外の企業との商談に関連する事業として市長が認めたもの
3 海外市場調査及びコンサルティング（ただし、外部機関を利用する場合に限る。）	① 海外市場調査の外部機関への委託 ② 海外市場調査に専門家の同行を依頼する場合の謝金 ③ 海外企業の信用調査 ④ 海外企業との取引に関するコンサルティング ⑤ その他、海外市場調査に関連する事業として市長が認めたもの
4 販売促進	① カタログ、パンフレット等の新規作成 ② ECサイトの製作 ③ その他、販売促進に関連する事業として市長が認めたもの
5 その他	① その他、販路拡大力強化のために資する事業として市長が認めたもの

【別表第２】補助対象経費

事業区分	対 象 経 費	摘 要
１ 展示会・商談会への 出展・参加 (オンライン含む)	出展・参加料、会場設備費、 印刷物等製作費、通信運搬 費、通訳費、出品物・サンプ ル品の輸送通関費、等 (オンライン展示会の場合、 ＥＣ登録料、参加のためのシ ステム環境整備に係る費用 等)	・人件費、関税その他諸税、送金手数料 その他手数料は補助対象としない。 ・ＥＣ登録料は初年度分に限る。
２ 個別企業との商談 (オンライン含む)	参加費、委託費、印刷物等製 作費、通信運搬費、通訳費、 サンプル品の輸送通関費 等	・人件費、関税その他諸税、送金手数料 その他手数料については同上。
３ 海外市場調査及びコ ンサルティング (ただし、外部機関を利用 する場合に限る)	調査委託費、謝金 等	・人件費、関税その他諸税、送金手数料 その他手数料については同上。
４ 販売促進	販売促進物品製作費、宣伝費 (広告掲載費)、ＥＣ登録料 等	・ＥＣ登録料は初年度分に限る
５ その他	１～４の経費に準じ事業実 施に必要と認められる経費	

【別表第3】補助対象外経費

対 象 外 経 費	摘 要
交通費、宿泊費	鉄道乗車券、航空券や宿泊等、国内・国外の移動・宿泊に伴う費用
公 租 公 課	消費税及び地方消費税相当額、登録免許税、輸出関税、現地空港諸税、国際観光旅客税等
手 数 料	口座振替手数料、振込手数料、海外送金手数料、証明書発行手数料等
賃 借 料	機器等リース料、レンタル料
加 盟 ・ 登 録 料	サービス、ソフトウェア等の加盟・登録料に係る費用（初年度分を除く）
保 証 ・ 保 険 料	各種保証・保険料
備 品 消 耗 品 費	商品等の購入費用
そ の 他	交際費、慶弔費、懇親会費、直接事業に関連のない視察・研修費・食糧費等、人件費等、汎用性が高く直接事業と関係の無い部分にも効果が及ぶ経費、販売や有償レンタルを目的とした製品 その他、市長が公費負担することが適当でないと認める経費

【別表第 4】 交付申請書 添付資料

	添付書類	備考
1	事業計画書	様式第 1－2 号
2	事業収支予算書	様式第 1－3 号
3	履歴事項全部証明書	発行日から 3 か月以内
4	直近会計年度及び前年度の納税証明書 (市税関係)	
5	申請にかかる誓約書	様式第 1－4 号
6	見積書 ① 契約ごとの補助対象経費の金額が 100 万円未満になるものについては、見積書等の写し ② 契約ごとの補助対象経費の金額が 100 万円以上 1,000 万円未満になるものについては、2 者以上から徴収した見積書等の写し ③ 契約ごとの補助対象経費の金額が 1,000 万円以上になる場合は、3 者以上から徴収した見積書等の写し又は 5 者以上の指名競争入札書の写し	・原則として市内事業者から見積もりを徴収すること ・市内事業者以外からの見積もりとする場合は、市内事業者から見積もりを徴収できない理由書を添付すること ・①から③のいずれかの条件を満たしていないものがある場合は、この条件を満たせない理由書を添付すること
7	役員等名簿	様式第 1－5 号
8	その他市長が必要と認めた書類	

【別表第 5】 補助率及び補助金限度額

補助率	補助金限度額
2 分の 1	50 万円

【別表第6】実績報告書 添付書類

	添付書類	備考
1	事業成果報告書	様式第9—2号
2	事業収支決算書	様式第9—3号
3	契約書等（写）	経費の内訳及び金額が詳細かつ明瞭に示された内訳が記載されたもの
4	納品書等（写）	事業の完了を確認できる書類
5	領収書等（写）	経費の支出を確認できる書類
6	事業成果がわかる写真	展示会・商談会出展実績、商談実績、市場調査実績がわかるもの、販売促進物品の成果物、新商品開発のサンプル品等
7	その他市長が必要と認めた書類	